

# 藤沢市地域福祉計画

(中間見直し概要版)



高齢者や障がいのある方をはじめすべての市民の方が、地域の中で一生安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市では社会福祉法に基づき 2009 年 3 月に 2009 年度から 2014 年度の 6 年間の計画期間で藤沢市地域福祉計画を策定しました。

この度、計画期間の中間年となり、2011 年度からの「新総合計画」の実施、そして 2011 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」を受け、見直しをすることとしました。

この計画は、藤沢市の「地域福祉」に対する基本的考え方と進む方向を示したもので、地域住民、福祉関係団体等と行政が相互に連携しあいながら、地域福祉の推進、具体化を図っていくためのものです。

## 地域福祉計画ってなんだろう？

### 計画の目的

近年、少子高齢化や深刻な不況、いじめや家庭内における虐待、孤独死など地域社会を取りまく環境は大変厳しい状況となっています。

このような中、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくためには、法制度による支援だけでは困難であり、住民相互による支えあいや助けあいが不可欠となります。

地域福祉計画は、「社会福祉法」に基づき策定するもので、地域における支えあいや助けあう力を築くための方向性を示し、「生活の拠点である地域に根ざして、そこに生活しているだれもが、その人らしく、安心して充実した生活が送れる地域社会」の実現をめざすものです。

この実現に向けては行政、市民、事業者の相互の連携、支えあいや助けあいが必要となります。

## 中間見直しまでの取り組みの評価と課題

### 主な取り組みの評価

- ・ 地域福祉の普及・啓発策の一環として、「認知症サポーター」を3,054人養成
- ・ 介護ボランティアポイント制度（いきいきパートナー事業）を創設、実施
- ・ 地域包括支援センターの13地区全体への拡充、障がい者の委託相談事業所を3箇所増設
- ・ 成年後見制度についてのパンフレット作成、配布
- ・ 体制の整った自主防災組織への災害時要援護者名簿の提供開始
- ・ 福祉拠点について新総合計画に位置づけ
- ・ 介護人材確保のための助成事業を創設、実施

### 主な課題

- ・ 「情報が必要な人」に効果的に伝える方法を考える必要がある
- ・ 地区ボランティアセンターの開設や、開設後の機能強化を進めていく必要がある
- ・ 地域の実情に応じた高齢者の見守りネットワークの構築に向けた取り組みが必要である
- ・ 成年後見制度については、利用支援のため普及・啓発・相談窓口の充実を図る必要がある
- ・ 災害時には、負傷者や帰宅困難者なども発生する。全員を助けるという観点が必要である
- ・ 地域福祉の観点から必要な機能（ハード面、ソフト面）について検討を進める必要がある
- ・ 福祉・介護の仕事の中で、職員の専門性やスキルアップをしていく機会が求められている

これらの課題をふまえ、具体的な取り組み項目を見直しました。

## 中間見直しで強化する主な取り組み

### 1 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を進めていくためには、理念や目的だけでなく、具体的な取り組み情報等も提供する必要があります。より多くの方が地域に関わり、ともに支え合える地域づくりが大切です。

- ・ 広報紙、ホームページに加え、拠点施設等での情報提供によりお知らせの強化を図ります。
- ・ 地域の皆さんと協力し、地域福祉の推進に取り組みます。

### 2 ボランティア活動への支援

市民が主体的に行うボランティア活動の支援を行います。また、各ボランティア団体の活動が充実するよう、関係団体の連携に努めます。災害時に活動するボランティア団体への支援も必要です。

- ・ 地域におけるボランティア活動の活性化を図るため、拠点整備や人材育成を進めます。
- ・ 関係団体の連携の推進によって、ボランティア活動支援の充実を図ります。
- ・ 災害時に設置される災害救援ボランティアセンターの機能強化について検討します。

### 3 相談・支援ネットワークの拡大

福祉サービスの利用だけでなく、誰もがいつでも相談できる仕組みが必要です。様々な相談に対応できる相談機能の充実に向けた取り組みを進めます。

- ・ 分野別相談の充実と更なるネットワーク化を進めます。
- ・ 地域における子育て支援体制の充実を図る取り組みを進めます。
- ・ 東日本大震災で被災し避難された方への支援を引き続き行います。

### 4 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

認知症、知的障がい、精神障がい等のために日常生活を送る上で、十分な判断ができない場合には、成年後見制度等の利用が必要となります。また、親族や専門職以外の後見人の確保についても求められています。

- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発及び充実に努めます。
- ・ 成年後見相談センターを設置します。

### 5 災害時における避難体制確立に向けた取り組み

大規模災害発生時は、定められた防災計画の中で、自分の身を守りつつ、助け合うことが求められます。地域との連携を図りながら、より多くの方を助けられる避難体制の整備を進めます。

- ・ 地域での幅広い避難体制づくりを呼びかけるとともに、必要な支援を実施します。
- ・ 引き続き、要援護者の避難支援体制づくりに取り組みます。
- ・ 福祉避難所の運営体制の整備を図ります。

## 6 障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材を育成する拠点整備

障がい者団体等の自立に向けた活動の場を整備します。障がい者団体と地域福祉推進団体等が交流できる場としても活用します。

- ・障がい者団体等の活動に対する支援を行うとともに、地域福祉を担う人材育成等を進めるための拠点整備を行います。

## 7 福祉人材の育成・確保に向けた取り組み

高齢化の進行等により対象者の増加への対応や事業所職員の専門性がさらに必要とされます。

- ・地域のニーズに合った福祉人材の養成策を検討します。
- ・福祉人材の確保や定着を図るための事業を進めます。



## 進捗状況の確認ってどうするの？

### 計画の進行管理と推進委員会の役割

地域福祉を推進し地域力を高めるためには、計画に定められた方向性や具体的取り組みを着実に実践していくことが求められます。「藤沢市地域福祉計画推進委員会」では、計画の方向性や進捗状況の定期的な点検などの進行管理を行います。

今回の見直しにより、総合的に管理する指標と、それぞれの取り組みについて主な指標を設定することとしました。その数値をもとに、年度ごとに事業を見直ししていきます。

市は、それらの状況について定期的に公表します。

発行：藤沢市福祉部福祉総務課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
TEL 0466-50-8245 FAX 0466-50-8411  
E-Mail:hukusi2@city.fujisawa.kanagawa.jp